

【概要版】 2026/3

STARTUP INTEGRITY ACTION MODEL の解説

スタートアップ・エコシステム共創プログラム
(NINE JP) WG2 Tongali

※ 本資料は、スタートアップインテグリティ推進シンポジウム（大崎）で2026年3月3日に
名古屋大学研究支援・人材育成部門 石川綾子が発表したものです。



Outline

STARTUP
INTEGRITY
ACTION MODEL

0. アクションモデル策定の経緯

1. 第1章 概要

2. 第2章 行動指針

3. 第3章 学内手続き

4. 第4章 総括

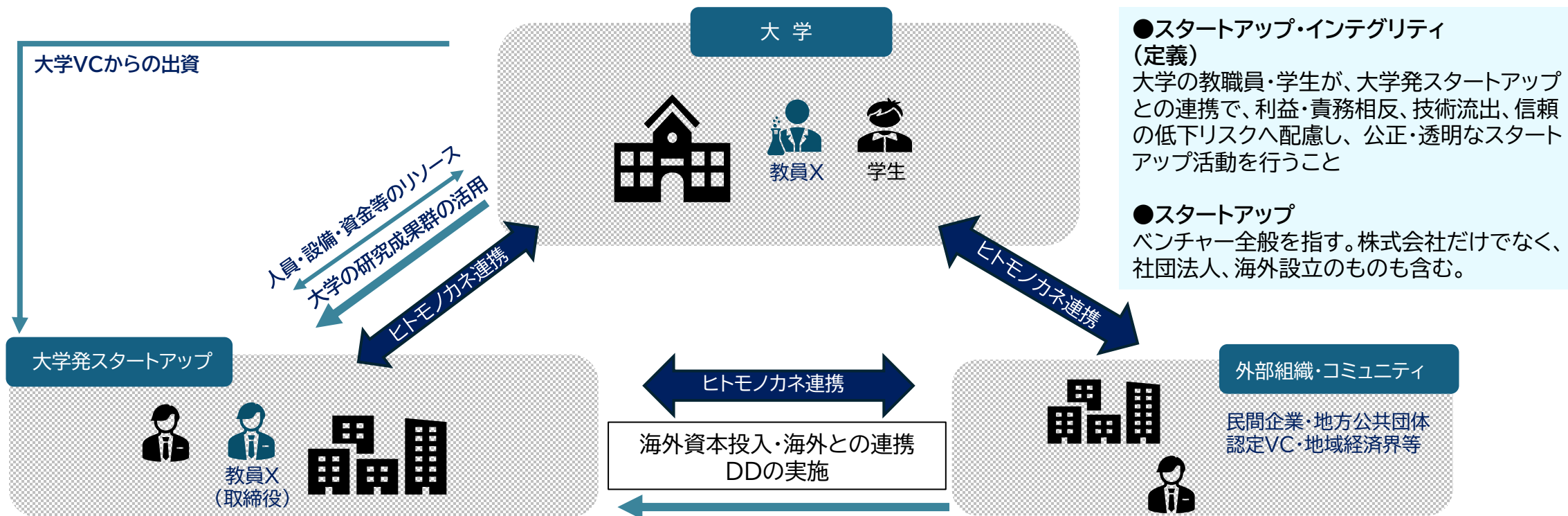
CHAPTER

0

スタートアップ・インテグリティアクションモデル 策定の経緯

スタートアップ・インテグリティアクションモデル策定の経緯をお話いたします。スタートアップに関係する教職員・学生インテグリティとは何か、その意義を明確にしつつ、大学発スタートアップが大きな発展を遂げるための両輪としてのスタートアップ・インテグリティの役割についてお示しします。

大学と大学発スタートアップ(SU)コミュニティとの連携でのインテグリティ確保の必要性



対象	法・規程・倫理・契約的な対応が必要な場面(例)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 狭義の利益相反: 大学発スタートアップ(SU)への「利害」を前提とした、教職員の研究・教育の責任と相反 ✓ 責務相反: SUへの「責任」を前提とした、教職員の教育・研究の責任との相反 ✓ 法令・条約違反: 外為法(輸出管理)、不競法(営業秘密)、ABS(国際条約)、国の指針(倫理指針等) ✓ 規程・契約責任: 学内規程(兼業・人事、研究不正、研究費不正使用等)、各種契約に基づく遵守や違反時の損賠賠償義務等 ✓ 研究セキュリティ: 海外の資本による大学発SU、海外連携での技術流出のおそれ等(適切なデューデリジェンスの実施)等
学生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利益・責務相反: 教職員の特定SUの「利害」や「責任」を前提した、研究・教育の責任との相反 ✓ 秘密情報管理: 企業秘密に学生が関与することによる、学位取得等への支障等
組織	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定のSUに偏った「人員・設備・資金等のリソースの提供」や「大学の研究成果群活用」 ✓ 大学発SUの活動での法令/社会倫理違反行為が大学にも波及しレピュテーションに影響を及ぼす可能性、大学への寄付者や出資者等からの信頼性を確保できない可能性等

大学と大学発スタートアップ(SU)の連携におけるインテグリティ確保の特徴の整理

大学発SUの特徴	関連リスク	頻度	影響度
○大学の教職員が大学発SUの経営やコア部分に関与、場所も大学の場が用いられることが多い	利益相反、不正競争防止法、個人情報保護、知財リスク等	高	大から小まで様々
○大学との連携が深い(共同研究、産学協同講座、共同プロジェクト等)	知財リスク、技術流出	高	
○大学発SUのコア技術は大学のもの(職務発明、機関所属のノウハウ)	輸出管理、研究セキュリティ、ABS、海外規制等	中	大
○海外展開が成功のカギになることも(海外投資・連携) (一方で、SUの技術は海外から狙われている＝他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術)			

【インテグリティ確保の必要性】

大学が大学発SUと連携するなかで発生するリスク【発生度×影響度】は大きい(場合あり)。



【インテグリティ確保の難しさ】

- ✓ 大学発SUは、ヒトモノカネが十分でなく、組織的整備が乏しい。
- ✓ 大学発SUは、あくまで営利活動を行う別法人、大学の考え方と異なり、企業秘密を盾に管理はできない。
- ✓ 次々と発展していく(展開スピードの速さ)。



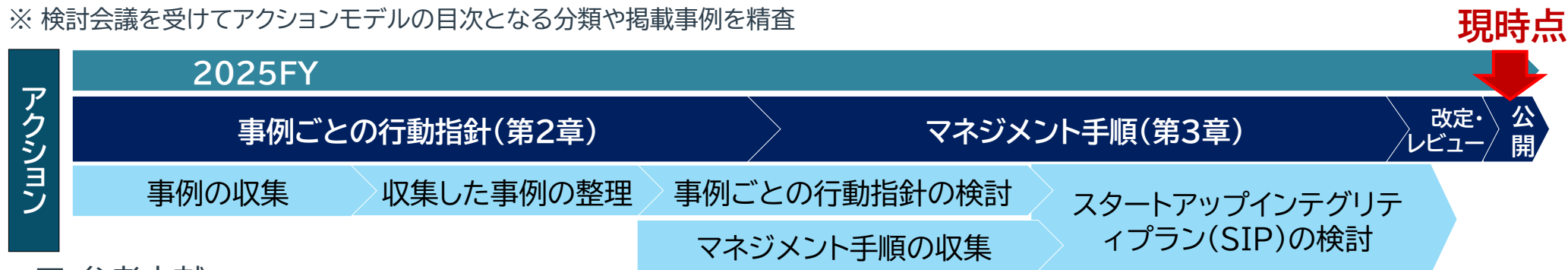
大学発SUが大学やコミュニティと連携し長期的な大きな発展により大学の研究成果が活用されるには、SUの設立者・大学側がインテグリティを認識し対応することが不可欠(SUによる本格的な社会実装とインテグリティは車の両輪)。
JST事業のなかで、全国のPF等で参考例となるアクションモデル(①事例ごとの行動指針②マネジメント手順の案)を策定した。

スタートアップ・インテグリティアクションモデル策定の進捗

📌 アクションモデル(試行版)策定に向けた2025年度の進捗状況

- NTTデータ経営研究所と協働し、2024年度に名古屋大学内で策定したドラフト版をベースに、アクションモデルの事例、及び、マネジメント手順をリバイスした。
 - ―【専門家意見】 「スタートアップ・インテグリティの整備にかかる検討会議」による事例追加、意見収集:全国20名の専門家
 - ―【現場 意見】 全国PFセミナーで現場事例・意見収集:名古屋Tongali(7月)、東北MASP(12月)、東京GTIE(12月)
 - ―【専門家確認】 弁護士レビュー、事例追加(2か所)
 - ―【海外 調査】 米国弁護士へのヒアリング、米国・カナダの大学を調査(3カ所)

※ 検討会議を受けてアクションモデルの目次となる分類や掲載事例を精査



参考文献

東京大学(文科省委託事業)、研究インテグリティヒヤリハット事例集
PWC、研究インテグリティ(Research Integrity)に係る調査・分析報告書
未来工学研究所、研究インテグリティ(Research Integrity)に係る調査・分析報告書、
野村総合研究所、研究インテグリティ(Research Integrity)に係る調査・分析及びG7オンラインプラットフォーム「バーチャルアカデミー」の運営支援・分析調査報告書
筑波大学、研究インテグリティ関連教材
九州大学、国際契約業務で研究インテグリティを確保する
東北大学、東北大学における研究インテグリティの確保への取り組みと相談対応事例の紹介
名古屋大学、名古屋大学の研究インテグリティ確保のための考え方と取り組み事項
東北大学、利益相反マネジメントモデル事例集
NSF, Research Security Guideline
筑波大学、利益相反事例とその対応に関するQ&A
山形大学、利益相反マネジメントガイドライン

STARTUP INTEGRITY ACTION MODEL 試行版の策定について

CHAPTER 1 概要

CHAPTER 2 スタートアップ・インテグリティに関する行動指針

CHAPTER 3 スタートアップ・インテグリティ確保のための学内手続き

CHAPTER 4 総括

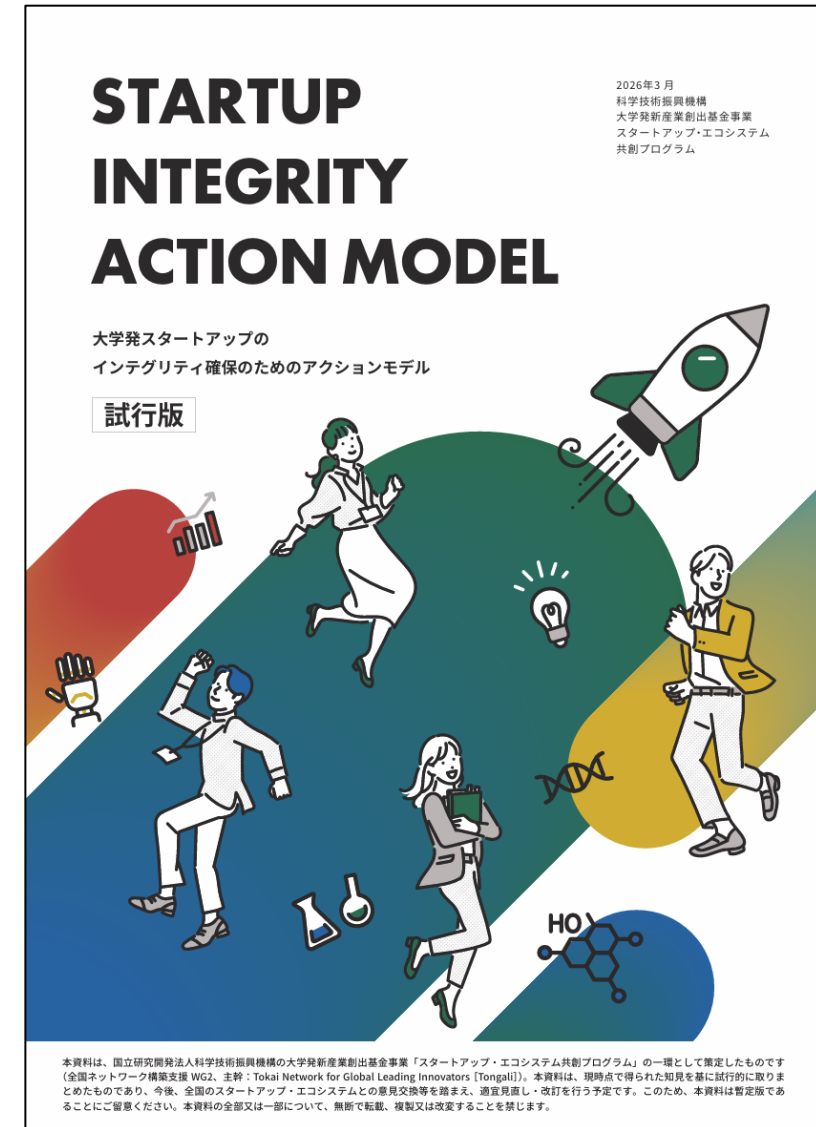
- ✓ SUが関わるインテグリティの事例と解決方法
- ✓ インテグリティの観点からのマネジメント方法について全国の大学等で参考にできるモデルの一例を掲載した。

【アクションモデル・イントロダクション(第1章 p007)内の文章より】
本資料は各大学が自らの規程や体制に即して判断を行う際の参考資料として位置づけられるものであり、**学内規程、学内体制、個別事案の可否や結論、個別事案の可否や結論を一律に示すものではない**ことについてご留意ください。

(スケジュール)

- 2024年度 名古屋大学版をベースに全国版アクションモデルを検討
- 2025年度 全国版アクションモデル試行バージョンをリリース(2026年3月)
- 2026年度-2027年度 全国PFでの勉強会(情報交換)を通してリバイス

※ 現在は試行版であり、皆様の御意見により順次改訂していきます。



CHAPTER

1

概要

本章では、大学発スタートアップを取り巻く環境の変化を踏まえ、スタートアップ・インテグリティという考え方がなぜ重要となっているのかについて整理しています。

大学の研究成果を活用したスタートアップ活動が活発化する中で、研究、教育、事業活動が密接に関係し、大学の信頼性や中立性に影響を及ぼす可能性が高まっています。こうした状況においては、利益相反や研究インテグリティ、情報管理等の観点を早期から意識し、適切に整理しておくことが不可欠です。

本章では、スタートアップ・インテグリティの基本的な位置づけと、本資料の全体の考え方を示します

アクションモデルの目次 (1)

CHAPTER 1

- ▶ スタートアップの成長のための「インテグリティ」を打ち出した。
- ▶ 大学側からみたリスク、スタートアップのステージに合わせたリスクを整理した。

CHAPTER 2

- ▶ 「典型事例」と「実務事例」に分け12項目49事例を掲載した。
- ▶ 近時、対応が急がれるリサーチ・セキュリティの論点も触れた。

 部分:本日、ピックアップのうえ解説

概要

1-1	イントロダクション	006
1-2	対象	007
1-3	基本的な考え方	008
1-4	大学スタートアップ支援における対象リスク	009
1-5	スタートアップー大学連携における対象リスク	010

スタートアップ・インテグリティに関する行動指針

2-1	役員兼業	015
2-2	一般兼業・クロスアポイントメント・出向	017
2-3	共同研究・受託研究	023
2-4	学術コンサルティング	028
2-5	寄附・寄附講座・共同研究講座	031
2-6	研究情報・技術データの提供	033
2-7	技術移転(特許・著作物・成果有体物)	038
2-8	学生の関与	045
2-9	物品購入や役務供給等の取引	049
2-10	学内の場所・設備・機器利用	053
2-11	成果の公表(宣伝・PR)	057
2-12	公的資金への関与	061

アクションモデルの目次 (2)

CHAPTER 3

- ▶ スタートアップ・インテグリティ確保のための学内手続きについて名古屋大学の例を参考に全体像や各マネジメント項目を整理した。
- ▶ トータルのインテグリティの確保の方法を示した。

スタートアップ・インテグリティ確保のための学内手続き 066

3-1	学内体制の整備	067
3-2	スタートアップに関与する教職員及び学生の学内手続きの全体像	073
3-3	利益相反マネジメント定期自己申告	075
3-4	兼業許可申請及び許可	078
3-5	大学及びスタートアップの協働活動計画(SIP:Startup Integrity Plan)の作成と承認	082
3-6	知的財産権等の保護	084
3-7	秘密情報管理	085
3-8	安全保障輸出管理	088
3-9	研究セキュリティ・インテグリティ	090
3-10	スタートアップへの学生の参画における留意点	091
3-11	その他のスタートアップに関わる法令や規則等	092

CHAPTER 4

- ▶ これまでの総括として、資料の要点や意義をまとめた。
- ▶ スタートアップ・インテグリティプラン(SIP)の質問項目の例を記載した。
- ▶ 今後の検討課題に触れた。

総括 093

4-1	これまでの章の要点	094
4-2	本資料の意義	095
4-3	今後の検討課題	096
Appendix1	スタートアップ・インテグリティプラン(SIP)策定にあたっての質問項目	097

【背景・趣旨】

- 大学が、スタートアップ等と連携し、大学の研究成果を活用した本格的な社会実装を加速するにあたり、より一層の大学のインテグリティ(健全性・公正性に基づく信頼性)の確保が必要である。
- スタートアップに関与する教職員及び学生は、大学と協議の上で、公正・透明に協働する方針を定め、連携する際には、インテグリティを確保しながら実施する。
- 近年は、大学の研究や連携活動への外国からの不当な影響(研究成果の不正流用や技術流出のリスク)も指摘されており、スタートアップを通じた経済安全保障上の重要技術の流出について研究セキュリティの確保に係る取組も急がれる。

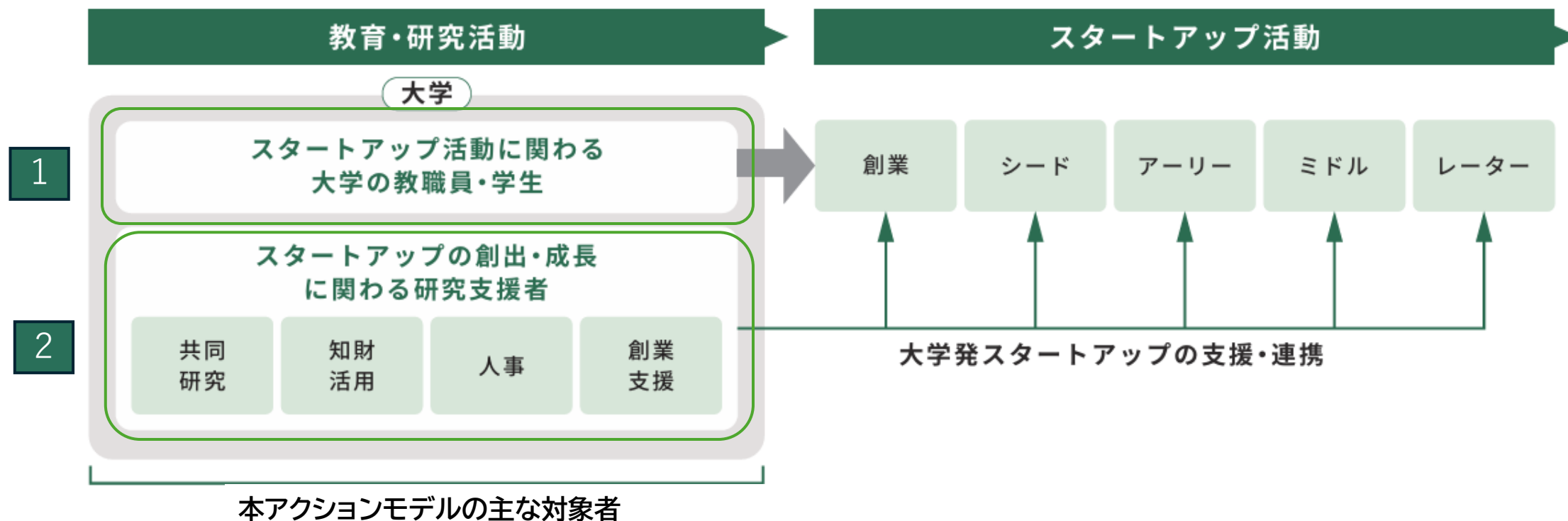
【アクションモデルの役割】

- 本資料は、大学の教職員・学生がスタートアップ等に関与する際に、関連法令、利益相反マネジメント規程等の学内規程に基づき、公正性及び透明性を確保するための大学でのマネジメント方法の一例を示すものです。
- 本資料は教職員・学生の起業活動を後押しするものであり、大学組織のレピュテーションリスクを低減する役割を持ちます。スタートアップ・インテグリティ(※)を確保することで、大学とスタートアップ等の連携が円滑になり、大学の研究成果を活用した本格的な社会実装を加速できる。

(※)「スタートアップ・インテグリティ」とは、大学の教職員・学生が、大学発スタートアップとの連携で、利益・責務相反、技術流出、信頼の低下リスクへ配慮し、公正・透明なスタートアップ活動を行うことを意味します。

- ✓ 大学発スタートアップとは、「大学の研究成果に基づき事業化されたスタートアップ等」を指す。
本資料では学生が設立したものであって、大学の研究活動や教育活動と深い関連性を有するものも含む。
- ✓ 本資料では、スタートアップとの記載をしたが、大学発ベンチャー全体を対象とする。

本アクションモデルの対象者



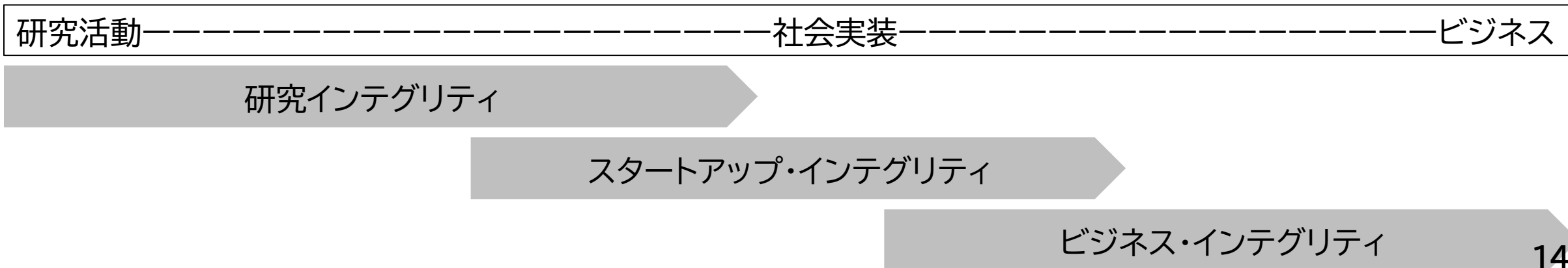
- ▶ 「スタートアップ・インテグリティ」としての要素を持つリスクマネジメントの全体像の一例を示す。
- ▶ 3つの類型に大きく分けて、それぞれに関連するリスクマネジメントを整理。
 - ー 研究活動に起因する「研究インテグリティ」、
 - ー 事業化・社会実装の過程で顕在化する「ビジネスインテグリティ」、
 - ー 個人情報やサイバー領域を含む「情報セキュリティ」
- ▶ スタートアップの活動においては、リスクは単独で生じるとは限らず、複合的に発生することが多い点に留意が必要である。

「スタートアップ・インテグリティ」としての要素をもつリスクマネジメントの全体像

スタートアップ・インテグリティ		
研究インテグリティ	ビジネスインテグリティ	情報セキュリティ
<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反 / 責務相反 (個人) ・研究不正 ・研究費不正使用 ・組織の利益相反 ・研究セキュリティ ・生物多様性条約関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約遵守 ・取引業務に係る責任 ・国際産学連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護 ・サイバーセキュリティ
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障輸出管理 ・技術流出防止 ・秘密情報管理 ・知財管理 ・レピュテーションリスク 	

用語	内容	補足
研究セキュリティ	国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求める認識や行動。国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象とする。	内閣府の「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」より引用。
研究インテグリティ	研究活動の健全性、公正及び透明性を保つために、研究機関や研究者に遵守することが求められる認識や行動。全ての研究活動を対象とする。	
スタートアップ・インテグリティ	スタートアップ・インテグリティとは、大学の教職員・学生が、大学発スタートアップとの連携で、利益・責務相反、技術流出、信頼の低下リスクへ配慮し、公正・透明なスタートアップ活動を行うことを意味する。	本アクションモデルで定義。

【補足】 スタートアップ・インテグリティの位置づけ



■ スタートアップの各フェーズの特徴と大学との関わり

類型	創業・シード期	アーリー期	ミドル・レター期
フェーズの位置づけ	技術シーズの事業化段階 アイデア・技術検証が中心	製品・サービスの市場投入 初期顧客の獲得	売上・組織の拡大 IPO・M&Aを視野
経営体制	創業メンバー・大学研究者が経営を主導	経営の主軸が専門人材へ移行	経営管理体制を高度化
大学との関わり	大	中	小
研究活動	大学研究者が深く関与 技術・アイデア検証	大学研究成果を活用しつつ 事業側主導	研究の主軸は 企業内に移行
大学との関わり	大	中	小
事業活動	研究者が事業活動に関与	製品開発・改善を主体的に実施	生産・製造・流通体制の確立
大学との関わり	中	小	小
資本政策	創業メンバーが出資・シード調達	アーリーラウンドでの資金調達	ミドル・レター調達は資本市場対応
大学との関わり	大	中	中

大学との関わりは「大」
リスクは潜在的

【補足】大学とSUの活動の混同の
リスクが特に発生しうる時期
(人、モノ、カネの連携の発生)

大学との関わりは「中～小」
リスクが顕在化・明確化しつつある

【補足】大学・学外機関との契約関係
が増加する時期
(人、モノ、カネ、連携の拡大)

大学との関わりは「小～中」
リスクが顕在化・明確化する

【補足】資本流入、組織編成等で
リスクの顕在化の可能性が
ある時期

スタートアップの各ステージにおけるスタートアップ・インテグリティの観点

※一部編集した

類型	創業・シード期	アーリー期	ミドル・レター期
フェーズの位置づけ	技術シーズの事業化段階 アイデア・技術検証が中心	製品・サービスの市場投入 初期顧客の獲得	売上・組織の拡大 IPO・M&Aを視野
経営体制	<ul style="list-style-type: none"> 経営層に大学の所属者がいる場合、大学本務とSU活動の切り分け(利益・責務相反) 大学組織の意思決定とSU経営判断の切り分け(利益相反) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学との取引判断とSU経営判断の切り分け(利益相反) 自己契約・双方代理と見なされない意思決定体制の確保(利益相反) 	(大学の直接関与は限定的だが、過去の関係性に起因する説明責任やレピュテーションリスクに留意)
大学との関わり	大	中	小
研究活動	<ul style="list-style-type: none"> 大学知財(営業秘密含む)とSU知財の切り分け(知財管理 / 技術流出) 大学の研究データ・ノウハウ・個人情報の管理(秘密情報管理 / 研究セキュリティ / 情報セキュリティ) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究活動の増加に伴うリスク管理体制の整備(研究不正 / 研究費不正) 研究設計・研究実施において特定SUへの便宜供与と見られない体制の確保(利益相反 / 研究インテグリティ) 海外機関との連携での利益相反・技術流出等(研究セキュリティ / インテグリティ) 	研究活動の海外展開に伴う管理(研究セキュリティ / 安全保障輸出管理 / 国際産学連携)
大学との関わり	大	中	小
事業活動	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の適切な運用体制の確保(研究費不正 / 研究インテグリティ) 研究成果の活用・資金配分における便宜供与の排除(利益相反 / 研究インテグリティ) 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果利用の適正性の確保(研究インテグリティ) SUの取引の適正性の確保(取引業務に係る責任 / 契約遵守) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の海外展開・社会実装に伴う管理(研究セキュリティ / 安全保障輸出管理) 大学ブランドを利用した事業展開における社会的影響の管理(レピュテーションリスク)
大学との関わり	中	小	小
資本政策	<ul style="list-style-type: none"> 大学・大学 VC 関与における中立性の確保(組織の利益相反) 	<ul style="list-style-type: none"> 大学知財のデューデリジェンスを想定した知財・秘密情報の管理(知財管理・秘密情報管理) 海外資本算入における技術流出防止のためのデューデリジェンス(研究セキュリティ) 	<ul style="list-style-type: none"> IPO・M&A 時における大学関係の整理と説明責任(組織の利益相反 / レピュテーションリスク)
大学との関わり	大	中	中

CHAPTER

2

スタートアップ・インテグリティに関する 行動指針

本章では、大学とスタートアップが協働して活動を進める際に、スタートアップ・インテグリティの観点から留意すべき基本的な考え方や基準について整理しています。役員兼業や一般兼業、産学官連携、寄附、知的財産の取扱い、学生の関与など、スタートアップに関わる代表的な活動類型を対象として、各大学における実務フローや学内判断を検討する際の参考情報として、リスクの所在や検討の視点を提示するものです。

スタートアップ・インテグリティに関する行動指針として掲載する事例

■ 事例の区分

典型事例 (27事例)	起業活動において、一般的に(典型として)想定される手続きや判断の考え方や基準の一例を整理した事例。特定の実在事案を示すものではなく、基本的な対応の参考例として示すもの。次表の「判断基準(参考)」に○があるもの。
実務事例 (22事例)	実際に生じた事案を基に、判断上の論点や対応の考え方を整理した事例。判断の幅や難しさを示すもの。

- ☑ 第2章では大学発SUに関わる事務手続きや学内判断の各場面において、スタートアップ・インテグリティの観点からどのようなリスクが生じ得るのかを具体的な事例に基づいて整理した。
- ☑ 大学とSUが協働して活動を進める際に、スタートアップ・インテグリティの観点から留意すべき**基本的な考え方や判断の視点**を示す。
- ☑ 実際の事例においては、複数のリスクが複合的に生じることが多く、画一的な判断が困難となる場合もある。事例では個別事案に対する一律の判断基準や結論を示すのではなく、スタートアップ・インテグリティの観点からの**留意点や指針を示すこと**に主眼を置く。
- ☑ 事例は2つの観点で整理し、1つは、起業を行う際の役員兼業や共同研究など、比較的典型的な大学の手続きに関して「**典型事例**」として大学における判断での考え方や基準の一例を示す。もう一つは、各大学の実務に則した具体的なケーススタディについて「**実務事例**」として掲載する。

CHAPTER 2に掲載している事例の一覧

項目	番号	事例	判断基準 (参考)
役員兼業	1	大学の教職員がスタートアップの取締役になるケース	○
	2	大学の教職員がスタートアップの代表取締役になるケース	○
	3	大学の教職員がスタートアップの株主になるケース	○
	4	スタートアップの取締役の大学研究者がスタートアップ側の立場で研究活動を実施するケース	
	5	大学教員が設立する大学発スタートアップにおいて、研究室のアルバイト秘書を代表取締役就任予定者として大学に届け出たケース	
	6	大学教員が外国大学との共同研究の延長で設立されるスタートアップ企業から役員就任の打診を受け、特定類型該当の懸念があり大学に相談があったケース	
一般兼業・クロスアポイントメント・出向	7	大学の教職員等がスタートアップの役員以外の役職で雇用されるケース	○
	8	大学とのクロスアポイントメントでスタートアップに勤務するケース	○
	9	大学教員が外国大学での客員教員活動に加え、外国側で元留学生が設立したスタートアップに個人的資金提供という形で関与するケース	
	10	大学研究者が複数の外国スタートアップ企業の役員・株主であること、外国大学での研究者記載・特許出願などが判明したケース	
	11	国内企業との共同研究として申請された案件が、実際には外国企業が深く関与していることが判明したケース	
共同研究・受託研究	12	教職員Xが取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース	○
	13	教職員Xが代表取締役に就任しているスタートアップと大学が共同研究を行うケース	○
	14	大学教員が海外から研究用に入手した遺伝資源を用いて起業して、受託サービスに利用するケース	
学術コンサル	15	教職員Xがスタートアップの兼業と学術コンサルティングの両方に携わるケース	○
	16	スタートアップから、実態の不明な企業を加えて研究者に技術指導契約の依頼があったケース	
寄附・寄附講座・共同研究講座	17	スタートアップからの寄附による研究を実施するケース	○
	18	スタートアップからの寄附による寄附講座を設置するケース	○
	19	大学が新株予約権を取得するスタートアップの産学協同研究講座を設置するケース	○
	20	寄附講座の設置に関する判断・関与の立場にある役職の教職員が、自身が利害関係を有するスタートアップの寄附講座を設置するケース	○
	21	国際的な安全保障上の懸念が指摘されている海外企業からの寄附講座の設立の打診があったケース	
研究情報・技術データの提供	22	機微技術等(安全保障輸出管理)に関わるケース	○
	23	機微技術等(研究セキュリティ・インテグリティ)に関わるケース	○
	24	創業前にピッチコンテストで大学の研究成果を発表するケース	○
	25	国企業が大学附属病院に対して、対価付きで医療データ提供を求められたケース	

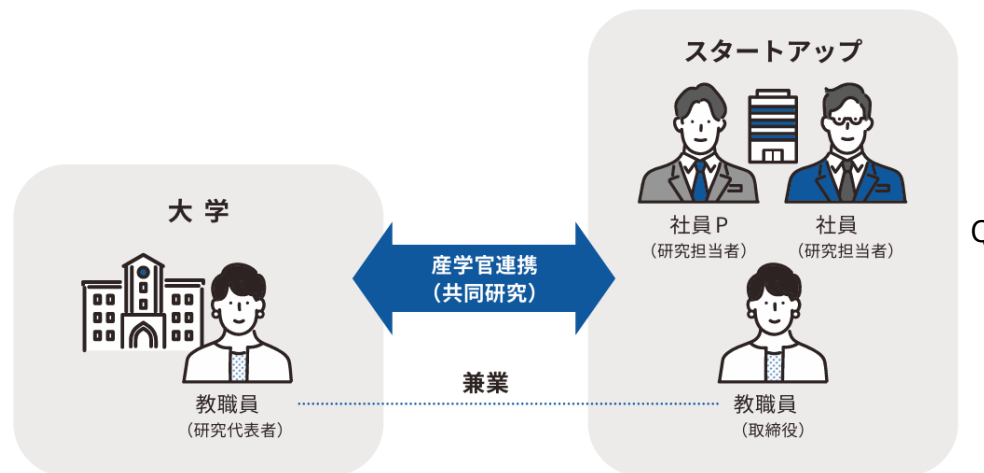
項目	番号	事例	判断基準 (参考)
研究情報・技術データの提供	26	EUにおけるGDPR(一般データ保護規則)の施行を前に欧州の大学・企業との契約交渉において個人データ保護体制への対応が求められたケース	
	27	大学で開発した遺伝子組換え生物を用いてスタートアップが製造・販売を行うにあたり、カルタヘナ法上の大臣確認申請を行わなかったケース	
	28	遺伝子組換え生物を用いて製造したタンパク質について、大臣確認通知の日付より前に製造された製品を、通知後に販売可能であると誤認したケース	
技術移転(特許・著作物・成果有体物)	29	スタートアップと研究成果有体物譲渡等契約を行うケース	○
	30	大学研究者及び関与するスタートアップの特許出願に関して、研究者が過去に関与した企業から訴訟されたケース	
	31	大学が保有する特許技術をライセンスしたスタートアップが、第三者企業による特許侵害を主張して訴訟されたケース	
	32	大学教員が企業へのコンサルティング業務を通じて得た技術情報を自身の設立したスタートアップの事業に悪用したと提訴されたケース	
学生の関与	33	生発スタートアップに指導教員(主査)が関与するケース	○
	34	教員発スタートアップに研究室の学生が関与するケース	○
	35	指導教員が関与するスタートアップから社会人学生を受入れるケース	○
	36	大学教員が設立したスタートアップ企業において、大学教員の研究室所属の学生が同企業で業務を行っているケース	
	37	スタートアップから物品購入(有償)を行うケース	○
物品購入や役務供給等の取引	38	スタートアップから装置等を借用するケース	○
	39	大学VCの投資先であるスタートアップに業務委託を行うケース	○
	40	大学教員が自身の設立したスタートアップから高度な専門性のある研究用物品やサービスを調達するケース	
	41	スタートアップの研究員が研究室の機器を利用するケース	○
学内の場所・設備・機器利用	42	スタートアップが大学の施設をイベントで利用するケース	○
	43	外国ユーザーリスト掲載機関が大学の施設を利用して、リクルート活動を行っていたケース	
	44	大学の共用機器や施設を懸念のある学外者が利用するケース	
	45	スタートアップが大学の研究成果を宣伝・PRで用いるケース	○
成果の公表(宣伝・PR)	46	スタートアップを設立した大学教員が、当該スタートアップ及び大学の所属を併記して、学術論文投稿をするケース	
	47	公的プロジェクトにスタートアップが参画するケース	○
公的資金への関与	48	公的プロジェクトにおいてスタートアップに再委託を行うケース	○
	49	大学研究者が取締役を務めるスタートアップが外国政府の軍事研究の補助金への申請を検討したケース	○

教職員Xが取締役に就任しているSUと大学が共同研究を行うケース

事例12

大学の教職員 X が取締役として関与しているSUと、大学との間で共同研究契約を締結し、研究開発を実施するケース。教職員Xは、大学側の研究者として研究活動に従事すると同時にSUの経営に関与する立場にあります。
(大学側の研究代表者：教職員X、SU側の研究担当者：社員P 及び社員Q)

2-3
共同研究・受託研究
(第2章 p028)



留意点

教職員が取締役兼業を行うSUとの間で共同研究等の産学官連携活動を行う場合、利益相反・責務相反のリスクが高まります。

指針

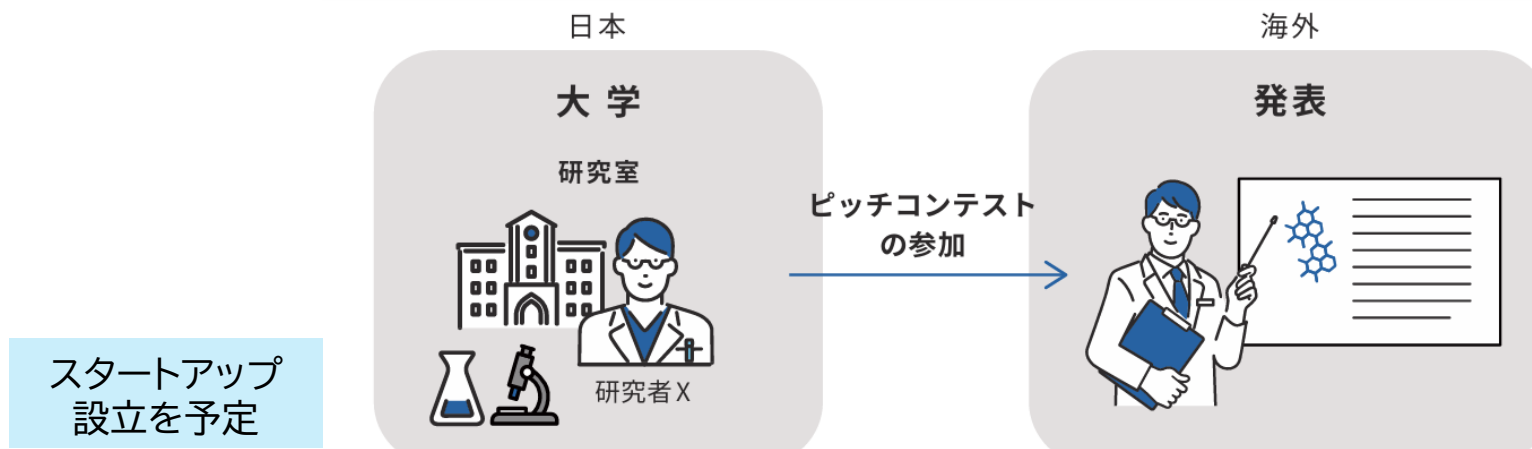
- ☑ 大学における研究活動とSUの事業活動との関係性について丁寧な整理が求められます。
- ☑ 教職員Xが大学とSU双方の立場に関与することから、研究テーマの設定、役割分担、成果の取扱い等について、外部から見ても理解しやすい形で整理しておくことが重要です。

基準 (参考)

- ① 教職員X等の大学に所属する者は、大学側のメンバー(研究代表者、研究担当者)のみとして関与するのが好ましい。
- ② 大学側のメンバーとして教職員Xが行った発明は、大学の職員等が行った発明として、大学の規程に従って取り扱われる。
- ③ 教職員Xは、大学での本務である研究(共同研究を含む)とSUの業務の切り分け(研究内容、PCやメール、アドレス、活動場所や活動時間の区別等)を実施する。
- ④ 大学とSUとの間の共同研究契約等の取引において、教職員Xは、大学側においても、SU側においても関与しない。具体的には、交渉の場面において、交渉や、契約内容に影響を及ぼす活動を行うことはせず、また、契約書の締結の場面においても、署名捺印を行う代表者にはならない。
- ⑤ 共同研究契約書の内容(研究テーマ、資金、役割分担、設備利用、人員、成果の扱い)は、実際上の研究遂行を適正に実施できるものとし、SUにとって不当に有利なものであってはならない。
- ⑥ 共同研究において、SUの研究者が常時、大学に派遣されることが見込まれる場合には、研究料の支払いが必要となる。

創業前にピッチコンテストで大学の研究成果を発表するケース

研究者 X がSUの設立を予定し、大学の研究成果を海外または非居住者等が参加するピッチコンテスト等の場で発表するケースです。本ケースは、SUの設立前(創業、シード期)ではありますが、SUを通して社会実装される技術は、他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ重要技術の場合も多くあります。



留意点

非公開の技術を提供する際には外国為替および外国貿易法に基づき、安全保障輸出管理(みなし輸出管理も含む。)の процедуру実施する必要があります。「特定類型該当者」や「みなし輸出」に関しては事例22を参考にしてください。

重要技術や機微技術の提供が予定される場合は、必要に応じて、ピッチコンテストの開催趣旨や目的、主催者、参加者等の情報を収集し、研究成果の流出のリスクを慎重に検討してください。研究セキュリティ・インテグリティの観点から適切なデューデリジェンスを担当部署と協働して実施ください。

指針

- ☑ 海外機関から、不当な目的をもって重要技術が窃取され、技術流出する懸念へ十分に注意してください。
- ☑ ピッチコンテストの場で流出がなくとも、コンテストをきっかけに関係性が深まり、その後の密な利害関係になった時点での流出もありえるので継続的なマネジメントが必要です。

基準(参考)

- ① 非公開の研究成果情報を海外または非居住者、特定類型該当者へ開示する場合には、安全保障輸出管理手続きを実施する。
- ② 経済産業大臣の許可が必要な場合には、許可を得から提供を行う。
- ③ 重要技術や機微技術の提供が予定される場合には、研究セキュリティ・インテグリティの観点から必要情報(イベント目的・内容や主催者、参加者等)について情報収集のうえデューデリジェンスを担当部署とともに実施する。
- ④ 技術流出リスクを勘案しながら、必要に応じて発表内容を限定する等の措置を検討する。
- ⑤ 研究成果のうち、発明に該当するものがある場合は、知的財産部署に相談しながら権利化の障害とならないように留意する。

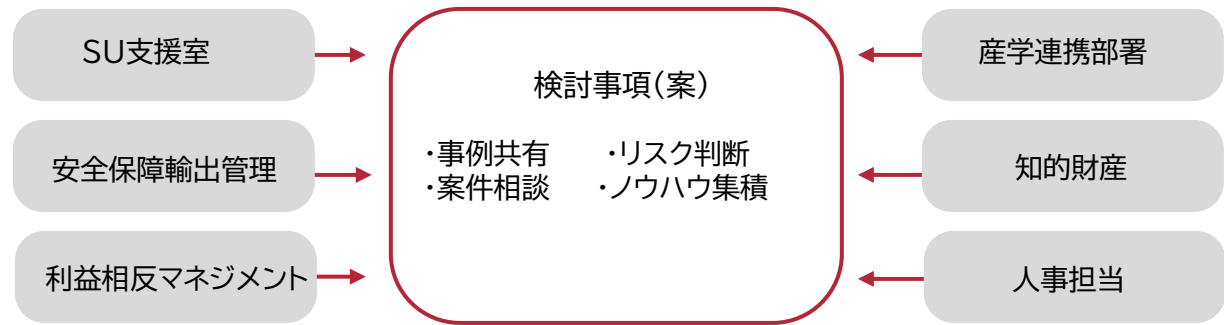
スタートアップ・インテグリティ確保のための学内手続き

本章では、スタートアップの活動が拡大する中で、大学としてスタートアップ・インテグリティを確保するために、どのような学内体制を整備していくことが求められるのかを整理しました。具体的には、実務フロー、審査体制、モニタリング方法、教職員・学生への周知・教育といった観点から、学内体制の在り方を段階的に示しています。大学によって学内規程や組織体制が異なり、スタートアップ活動の状況は多様であることから、本章では一律の制度設計を求めるのではなく、既存の枠組みを活用した対応から制度的な体制構築に至るまでの考え方を示し、各大学が自らの状況に応じて検討を進めるための指針を提供することを目的としています。

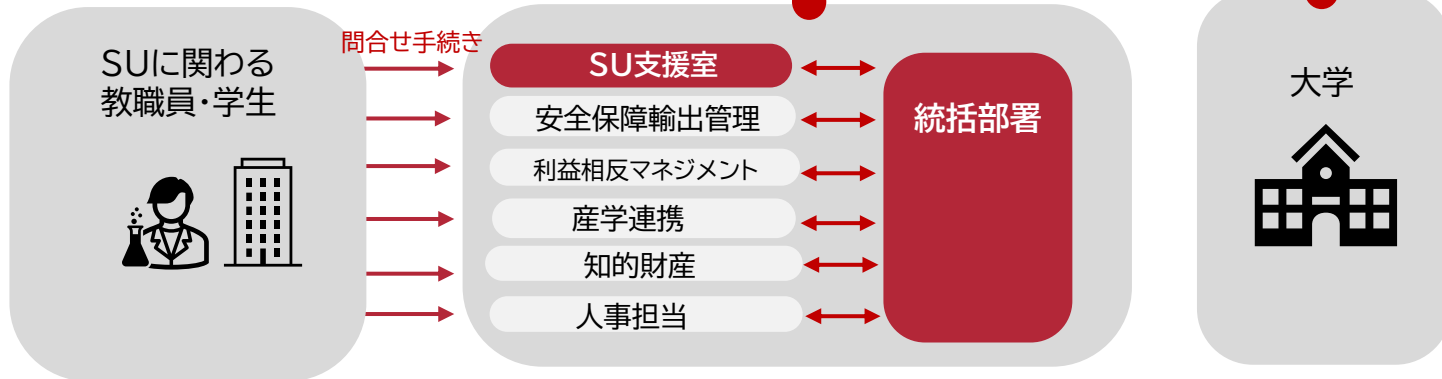
スタートアップに関与する教職員・学生の学内手続きの全体像 (名古屋大学の例を参考に記載)

	実施事項	時期等	管轄	対象者	詳細	
1	利益相反マネジメント定期自己申告(※17)	年1回以上(新たな利害関係が生じた場合は、その時点)	リスクマネジメント担当部署/研究安全管理事務	役員、教職員(研究員を含む)	3-3	
2	兼業許可申請及び許可	役員兼業	部局事務/人事部署	役員へ新規就任時・更新時	営利企業の役員(取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事、発起人等)となる教員(研究員を含む)(※13)	3-4
		一般兼業		ドバイザー等へ新規就任時・更新時	営利企業の役員兼業以外のアドバイザー、コンサルタント等となる教職員(※13)	
3	役員兼業における利益相反手続き 役員への新規就任時	役員への新規就任時・更新時	スクマネジメント担当部署/スタートアップ支援部署/研究安全管理事務	役員兼業(新規・継続)を申請する教職員	3-4	
4	大学及びスタートアップの協働活動計画(SIP: Startup Integrity Plan)の作成、承認	年1回以上		スタートアップの役員等(取締役、執行役、会計参与等)となる教職員等 ベンチャー称号申請を行う教職員等 大学の判断会議体でSIPが必要であると決定した教職員等	3-5	
5	知的財産権等の保護	発明の創出時、技術移転時	知財部署	発明の創出、技術移転行為を実施する教職員	3-6	
6	秘密情報管理	共同研究での秘密情報の取得時	リスクマネジメント担当部署/研究セキュリティ・インテグリティ部署/研究安全管理事務/知財部署等	企業等の秘密情報を取得する教職員・学生	3-7	
7	安全保障輸出管理	貨物の輸出、技術の提供前		貨物の輸出、技術の提供を行う教職員・学生	3-8	
8	研究セキュリティ・インテグリティ	海外との連携活動の実施前等		海外との連携活動を実施する教職員、学生、大学組織等	3-9	
9	学生の参画における留意点	スタートアップへの学生の参画時	リスクマネジメント担当部署/研究セキュリティ・インテグリティ部署/研究安全管理事務	以下のいずれかにあたる教職員及び学生・学生発スタートアップにおいて教職員の利害関係あり・学生の教職員発スタートアップへ参画・学生がスタートアップの代表者であって、ベンチャー称号申請を実施	3-10	
10	その他	倫理規程、研究公正、バイオリソースの利用(ABS)、医学系研究での倫理審査他、法令、学内規程の遵守が必要となる			3-11	

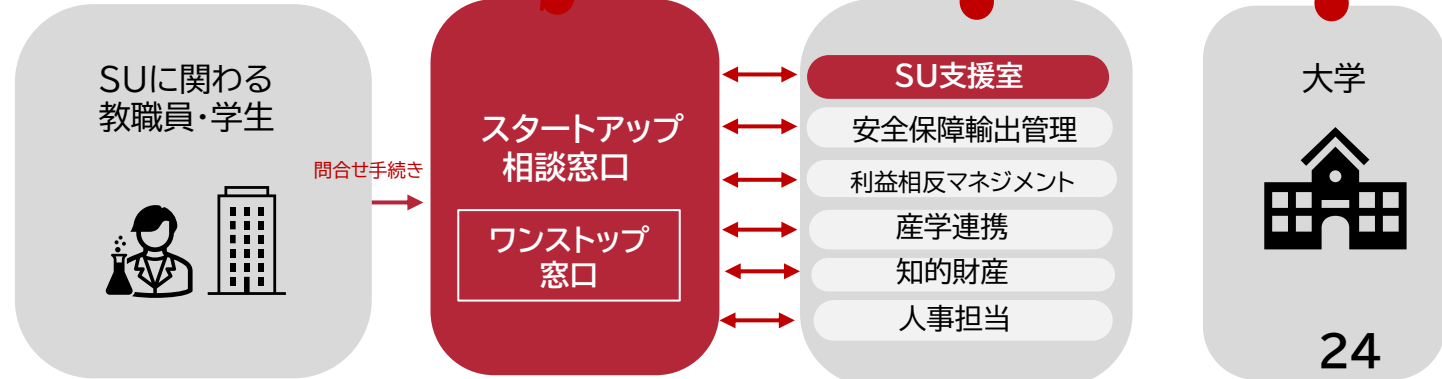
連絡体制の構築



担当部署の設置・決定



学内規程の整備



■ ステージ1【連携構築】

スタートアップ・インテグリティに関わる案件については、まず関係部署間で情報共有や相談を行うための連絡体制を構築します。この段階では、特定の専任部署や統一的な手続きを設けるのではなく、既存部署が連携し、個別案件ごとに協議ベースで対応します。教職員や学生からの相談を起点として、必要な部署につなぎます。

■ ステージ2【担当部署の設置・決定】

スタートアップ・インテグリティに関わる案件を主として扱う担当部署を設置または決定します。当該部署が相談受付の窓口となり、関係部署との調整役を担うことで、相談対応から助言までを含めた標準的な実務フローを整備します。

■ ステージ3【制度構築】

学内規程を整備し、スタートアップ・インテグリティに関わる案件について、申請・確認・判断・助言までを一体的に行う全学的な実務フローを構築します。ワンストップ型の相談窓口を設置し、教職員・学生が迷うことなく相談できる体制を整えるとともに、担当部署が関係委員会等と連携しながら組織的に判断・支援を行います。

スタートアップ・インテグリティプラン(SIP=大学とSUの協働計画)

(名古屋大学の例を参考に記載)

① 対象者

スタートアップ・インテグリティプラン(SIP)の作成が想定される対象者は、各大学等の判断に委ねられる。例えば以下のケース。

1. スタートアップの役員等(取締役, 執行役, 会計参与等)である教員・研究員(予定も含む)。
2. ベンチャー称号申請を行う者。
3. 大学の利益相反マネジメント委員会等の判断会議体で、調査の結果、スタートアップ・インテグリティプラン(SIP)が必要であると決定した者。
4. 大学の研究インテグリティ管理責任者等が、スタートアップ・インテグリティプラン(SIP)が必要であると決定した者。

※ 頻度については定期的には年1回程度の作成・更新を行うことが考えられますが、他の学内手続きと連動させて運用することも有効です。

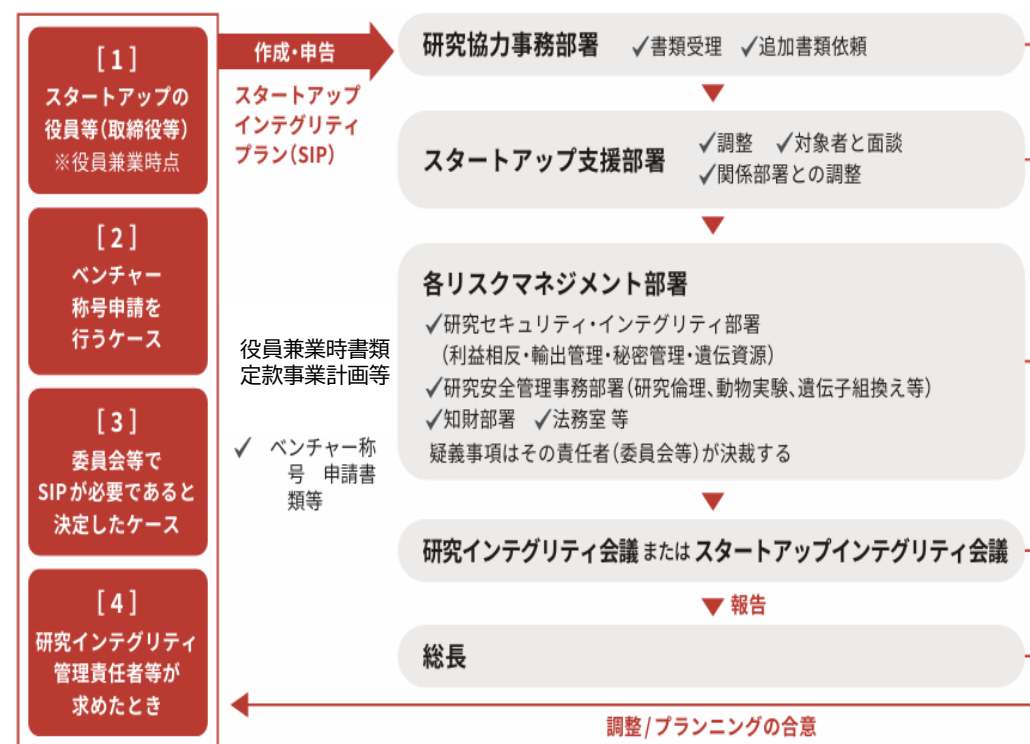
② 手続き

(1)概要: SIPは、SU活動に伴う利害関係や役割分担、想定されるリスク等を整理し、大学等と関係者の間で共通認識を形成するための文書です。作成されたSIPは、担当部署による確認を経て、必要に応じて利益相反委員会や研究インテグリティ会議等の会議体において報告又は審議されることが考えられます。

(2)手順: SIPの作成・提出・確認の具体的な流れについては、各大学等の体制に応じて定めることが想定されます。一般的には、関係者によるSIPの作成・署名、担当部署による内容確認、必要に応じた会議体での確認・承認といった段階的なプロセスが考えられます。

(3)申告内容: SIPには、SUにおける役割、経済的利害関係、大学等との関係性、想定されるリスク及び対応方針等を記載することが考えられます。これにより、大学等として活動全体を俯瞰的に把握することが可能となります。大学の教職員等に対しては、SU活動に対する質問項目に回答をした上で、各活動における留意点を確認することで、SU活動を円滑に進められます。

(4)留意点: SIPの確認や審査にあたっては、個別の活動を過度に制限することを目的とするのではなく、大学等の公正性・透明性を確保しつつ、SU活動を円滑に進める観点が重要です。



(質問項目はAppendixの資料参照)。

CHAPTER

4

総括

① 大学のリスクマネジメント関与の範囲

大学はSUのリスクマネジメントにどこまで関与すべきか。
スタートアップは大学から独立した企業体であり、過度な介入は起業の自主性を損なうおそれがある。
一方で、大学の名誉や研究成果の信用に関わる事項については大学が一定の責任を負う場面も想定される。
大学とスタートアップの適切な関与範囲や責任分界点を明確にし、双方の信頼関係を損なわないガバナンス体制の検討の余地あり。

② 大学によるSU成長支援への関与の範囲

大学がSUの成長支援にどこまで関わるべきか。研究開発環境の提供、知的財産管理の支援、安全保障輸出管理への対応、研究セキュリティの確保など、大学が有するリソースやノウハウを起業支援に活用することが可能である一方で、大学本来の教育研究ミッションとの両立や支援過多に伴う弊害にも留意が必要。SUの自立性を尊重しつつ、必要な支援のバランスについて最適解模索。

③ 情報セキュリティの扱い

スタートアップ・インテグリティに関連して、情報セキュリティの課題も重要なテーマです。SUが大学から提供された技術情報や研究データを適切に管理し、サイバー攻撃や情報漏えいから守ることは、大学とSU双方の信頼維持に直結する。
将来的には情報セキュリティ分野での指針整備や支援策の検討も必要となる。大学の情報セキュリティポリシーとSU側の実践をどのように連携させるか、専門部署の協力体制も含め検討課題である。

④ 多様な組織体制・大学規模への展開

スタートアップ・インテグリティの整備の取組を全国の様々な大学に展開していく際に、組織体制の違いや大学規模による課題も検討。
自然科学分野と社会科学・人文科学分野の違い、国公立と私立の違いなどにより、起業支援体制の整備状況や課題は異なる。
他大学や関係機関との連携、地域コンソーシアムの活用など、広く知見を共有し合う仕組みづくりも含めて検討すべき課題である。

今回は試行版のリリースであるが、全国PF等の皆様からの御意見を収集し、リバイスversionを策定する。

T H A N K Y O U



本事業にご協力頂いた多くの先生方、皆様、誠にありがとうございます。

アクションモデルへのご意見・ご感想、追加事例等はこちらにお願いします。

<https://forms.cloud.microsoft/r/F3u0MvT77F>

スタートアップインテグリティ担当
su_integrity@t.mail.nagoya-u.ac.jp

【概要版】2026/3 「STARTUP INTEGRITY ACTIONMODELの解説」

NINE JP WG2 Tongali